

神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録簿

|  |           |                           |     |
|--|-----------|---------------------------|-----|
| 認証年月日  | 平成25年2月1日 | 認証番号                      | 437 |
| 登録年月日  | 平成25年2月1日 | 登録番号                      | 437 |
| 事業者  | 名称(氏名)    | 社会保険労務士法人ユナイテッドブレインズ      |     |
|  | 代表者名      | 代表社員 乾 由美                 |     |
|  | 所在地(住所)   | 横浜市中区太田町四丁目55番地 横浜馬車道ビル3F |     |
| 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)に基づく従業員の子の養育に関する措置の状況   |           |                           |     |
| <p>(1) 育児・介護休業法に関してあらかじめ定めるべき事項等(育児・介護休業法第21条関連)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 育児休業中の待遇(賃金その他の経済的給付等)に関する就業規則等の定め</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項</p> <p>その他(休業期間が終了した場合の労務の提供時期等)の事項</p> <p>(2) 雇用管理及び職業能力の向上等に関する措置(育児・介護休業法第22条関連)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 原職等へ復帰させる配慮等労働者の配置等雇用管理についての工夫</p> <p>雇用保険法施行規則第139条第2項に規定する育児休業者職場復帰プログラムの実施等労働者の状況に応じた計画的な職業能力の開発等の措置の実施</p> <p>(3) 子の養育を行う労働者に対する措置(育児・介護休業法第24条関連)</p> <p>小学校就学前までの子を養育する労働者に対する就業しながら子の養育を容易にするための措置(育児休業制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置)</p> <p>(4) 再雇用特別措置等(育児・介護休業法第27条関連)</p> <p>妊娠、出産及び育児を理由として退職した者に対する再雇用特別措置等</p> <p>(5) 育児・介護休業法に規定する措置を上回る措置の有無(神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第1号から第5号までの規定関連)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 無</p> <p>内 容</p> <p>〔・育児短時間勤務：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が対象、所定労働時間を最大2時間まで短縮できる〕</p> |           |                           |     |
| 2 職業家庭両立推進者の所属名・役職名(規則第2条第6号関連)  |           |                           |     |
| ( 代表社員 )   |           |                           |     |
| 3 一般事業主行動計画に関する事項  |           |                           |     |
| (1) 届出済みの一般事業主行動計画に定めている取組の内容(規則第2条第7号関連)  |           |                           |     |
| ア 雇用環境の整備に関する事項  |           |                           |     |
| (ア) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備  |           |                           |     |
| <p><input checked="" type="checkbox"/> a 妊娠中及び出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知及び情報提供並びに相談体制の整備の実施</p> <p>b 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容及び業務体制の見直し</p> <p>c 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進</p> <p>d 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施</p> <p>e 育児休業を取得しやすく、及び職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施</p> <p>(a) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施</p> <p>(b) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知</p> <p>(c) 育児休業期間中の代替要員の確保並びに業務内容及び業務体制の見直し</p> <p>(d) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供</p> <p>(e) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容及び業務体制の見直し</p>  |           |                           |     |

